令和4年3月31日付け県公報号外第25号静岡県規則第20号(静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則)中、次のとおり訂正する。

ページ	行		誤			正	
2	上から $1\sim7$	Γ	A of the North And		Γ	A of the Leave of the last	
			全光束測定費			全光束測定装置	
			(小型)			(小型)_	
			騒音計			騒音計	
			走查電子顕微			走查電子顕微鏡	
			(観察)_			(観察)_	
			走查電子顕微			走查電子顕微鏡	
			(観察・分析)	J		(観察・分析)	J
5	上から11~14	Γ	→ → → □ w		Γ	ᅩᅩᆕᆿᄧᄱᄵ	
			走査電子顕微			走査電子顕微鏡	
			(観察)			_(観察)_	
			走查電子顕微			走查電子顕微鏡	
			(観察・分析)	ı		(観察・分析)	1
6	上から6~15	Γ		_	Γ		_
Ü	<u> </u>		試験用パルノ			試験用パルパー	
			(250リットル)			(250リットル)	
			試験用ビーター			試験用ビーター	
			(略)			(略)	
			騒音計			騒音計	
			走查電子顕微			走查電子顕微鏡	
			(観察)_			(観察)_	
			走查電子顕微			走查電子顕微鏡	
			<u>(観察・EDX分</u>			<u>(観察・EDX分</u>	
			<u>析)</u>			<u>析)</u>	
				J]